

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時58分）

---

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第3、議案第79号 松崎町表彰条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第79号 松崎町表彰条例の一部を改正する条例について、詳細は担当課長より申し上げます。

（企画観光課長 高橋良延君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（鈴木茂孝君） 表彰ですね・・功労表彰、有功表彰、それから善行表彰とありますけれど、功労表彰と有功表彰というのは年齢に関係あると思うんですけど、今まで善行表彰というのはどんな例がありましたか。

○企画観光課長（高橋良延君） 善行章につきましては、こちらは表彰条例に明記されておりますけれど、人名救助その他町民の模範となるべき善行のあったものということで明記をされておりまして、遭難した人を助けたりとか、あるいは環境美化でずっと長年活動してきたとか、そういった方が今までの対象でございます。

○7番（高柳孝博君） 後ろから2ページ目のところ、松崎町の職員定数条例に規定する職員を削除された。ちなみに、この35年以上っていうのは、今、実際にどれくらいあるのか、もし対象で表彰するとしたらどれくらいあったのか。

○企画観光課長（高橋良延君） そこまでの明確な職員の数という統計は取っておりません。ただ35年以上というのは、今までも該当する方はいたということでございます。

○6番（渡辺文彦君） 今回、70歳以上ということが明記されたわけだけでも、これを入れた理由をちょっと確認したいんですけれども。

○企画観光課長（高橋良延君） 先ほど言いましたように、この表彰につきましては、総合計画委員会、ここが審議をするということになっておりまして、この総合計画委員会の申し合わせ事項によりまして、昭和63年度から、この功労賞、有効章の対象者を70歳以上としてきております。昭和63年度から、既に、申し合わせ事項で行ってきていると。

この理由でございますけれども、当時の委員会等の会議録もなく、本当の明確な理由というのは定かではありませんけれども、今、国の叙勲ですね、表彰基準の年齢が70歳以上ということで国の方でも定められているということもありまして、これは定かではありませんが、そういったことを準用したというものの一つの理由なのかなということでは推測できるのかなと考えております。

○6番（渡辺文彦君） 例えば、町長が有功章になるには8年以上だから2期ですよ。仮に町長が30代位の方でもって町長になった方がおられて、2期やると70に到達しないわけだよね。その方が70以上まで生きれば、そのときもらう機会があるかもしれないけれど、その前に亡くなってしまえばその対象であっても・・・対象期間が該当するけど、対象にはならないということになると思うんだけど、ここで表彰する意味はなんなのかってことなんだよね、そうすると。ここで期限を決めているんだったら、別に70歳じゃなくても、僕は該当しても良いんじゃないかなと気はするんだけど、その辺がよくわからないんだけど、その辺の説明を。

○企画観光課長（高橋良延君） おっしゃるとおりですね、表彰の該当者が70歳前に亡くなられたといった場合も考えられます。その場合は亡くなられた年度のその表彰式で表彰を行うということで、これも前からの申し合わせ事項のところの中で決められているところでございます。要は70歳以前に亡くなられてもその人が対象になっておれば、その年の表彰式で、表彰いたすということで、年齢の基準は70歳以上という、ある一定の基準を設けますけれども、その前に亡くなられた場合のケースもこれは、想定をしておるところでございます。

○6番（渡辺文彦君） 今回ね、3条の中に、今までは表彰状だけだったと思うんですけど、記念品又は金品というふうに追加されているわけですよ。これは、そういうふうにされた理由をお伺いしたいんですけど。

○企画観光課長（高橋良延君） 今まではですね、表彰状で徽章というバッジと言いますかね、そういったものをやっていたわけですけど、これは色々他のところも調べました。色々な自治体を含めて。ずっと徽章でということはどうなのか、他の自治体の事例を見ると、記念品を送ったりとか、そういったものの事例が非常に多いです。徽章というところはほとんど無いと

というような状況でございました。従いまして、今の現状、実情に合わせまして、この記念品又は金品という表現にさせていただきました。そういったことでやっていくということでございます。

○6番（渡辺文彦君） 記念品、金品を贈るっていうのを僕は別に反対するわけじゃないんだけど、その記入の仕方が納得できないんだよね、他の自治体とか他の市町がやっているからといってこういうね、受け身的な発想。本当にね、表彰者を祝うって気持ちがあつての気持ちじゃないような気がするんだけど、その辺がちょっと疑問符が感じて、いかがですかね。

○企画観光課長（高橋良延君） それはですね、当然表彰の方が、そういった尊敬される、今までやってきたという活動ですね、そういったことに敬意を表するということでございまして、記念品だから云々ということじゃなくて、今までの徽章というメダルですね、そういったものが果たして表彰者にとってどうだったのかなという、僕らも実際アンケートは取っておりませんけれども、そういったことよりも、実際はやはり、記念品という形で使える・色々な実用的なものでお祝いをさせていただいた方が良いのかなというようなことで思いまして、今回、こういうふうに変えさせてもらったということでもあります。

○6番（渡辺文彦君） 贈ること自身に僕は反対はしていないんですよ。ただ、その贈る姿勢が、市町がやっているからとか、現状が他がそうなっているというような、追隨的姿勢が気に入らないといっているわけですよ。もっと主体的にね、町が功労者をね、祝う姿勢を出していただきたいという、そういうことだけなんですよ、僕は。

これと関係ないかもしれないけれど、最近、スポーツかなんかで若い方が活躍すると、特別表彰を受けるんだけど、それはどういう賞になるんですかね。

○企画観光課長（高橋良延君） そのこのところについては、特にこの表彰の中ですね、区分のところにはございません。そちらについては、本当にそういうものが出てきたら、また表彰委員会・そういったところで検討して、学校の条例に明記するのか、追加するのか、そういった検討になるかと思います。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○6番（渡辺文彦君） 私は、この条例に反対したいと思います。原因は70歳と明記したことに疑問符を感じます。若くても町に功労された方であれば年限・・・例えば7年とか10年とかっていうことが示された期間を全うしているのであれば、70歳に限定する必要はないと僕は考えます。亡くなって頂くより、生きている存命のうちに頂いた方が僕は価値あるものかと、本人にとっては思いますので、この条例から70歳を明記したことに対して反対をいたします。

○議長（藤井 要君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○5番（深澤 守君） 私は、この条例について賛成いたします。基本的な考え方・・・功労章とかを与えることに対して基本的な考え型は合っていると思います。しかしですね、先ほど渡辺議員が言うように、やはり年齢で切っていくこと自体が問題提起していると思います。やはり、この功労賞等はどういう意味であげるのかっていうのをもう一回認識して戴いてですね、その70歳の年齢等、あと在籍の年数等を考慮いただくことを条件に私は賛成をいたします。

○議長（藤井 要君） 次に反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第79号 松崎町表彰条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（藤井 要君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

